

改正建築士法を巡る現状の 動き等について

平成27年2月25日
国土交通省 住宅局



国土交通省

「建築士法の一部を改正する法律」の概要

(平成26年法律第92号) 国土交通省

建築設計関係三団体※による「建築物の設計・工事監理の業の適正化及び建築主等への情報開示の充実に関する共同提案」を踏まえ、書面による契約の義務化(300m²超)、管理建築士の責務の明確化、建築士免許証提示の義務化等について議員立法により建築士法が改正された。

法改正の必要性

※ 公益社団法人日本建築士会連合会、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会及び公益社団法人日本建築家協会

建築物に関する現行の法制度では、設計等の業務を行う建築士事務所の契約責任が不明確であり、建築紛争の増大・長期化等につながっている。また、建築士なりすまし事案等が発生している。このため、建築物の設計・工事監理の業務の適正化及び建築主等への情報開示を充実する必要がある。

法改正の概要



【公布日:平成26年6月27日 施行日:平成27年6月25日】

1. 書面による契約等による設計等の業の適正化

- ①当事者が対等な立場で公正な契約を行う契約の原則を規定化。【22条の3の2】
- ②延べ面積300m²を超える建築物について、書面による契約締結の義務化。【22条の3の3】
- ③延べ面積300m²を超える建築物について、一括再委託の禁止。【24条の3】
- ④国土交通大臣の定める報酬の基準に準拠した契約締結の努力義務化。【22条の3の4】
- ⑤設計業務等に関する損害賠償保険の契約締結の努力義務化。【24条の9】

2. 管理建築士の責務の明確化による設計等の業の適正化

- ①管理建築士の責務を下記のとおり明確化。【24条】
 - ・受託する業務等の選定
 - ・業務の実施者の選定
 - ・提携先等の選定
 - ・事務所の技術者の管理
- ②建築士事務所の開設者に対する管理建築士が述べる意見の尊重義務化。【24条】

3. 免許証の提示等による情報開示の充実

- ①建築主からの求めに応じた免許証提示の義務化。【19条の2】
- ②建築士免許証の記載事項等(定期講習の受講履歴、顔写真)に変更があった場合の書換え規定の明確化。【5条等】

4. 建築設備に係る業務の適正化

- ①法律上に「建築設備士」の名称を規定化。【2条】
- ②建築士が延べ面積2,000m²を超える建築物の建築設備について建築設備士の意見を聞くことを努力義務化。【18条】

5. その他改正事項

- ①建築士事務所に係る欠格要件及び取消事由に、開設者が暴力団員等であることを追加。【23条の4】
- ②建築士に対する国土交通大臣・都道府県知事による調査権の新設。【10条の2】
- ③建築士事務所の所属建築士を登録事項とし、変更した場合の届出義務化(3ヶ月以内)。【23条の5】

建築士法改正に伴う政令・省令の改正概要

■ 政令における改正事項

- ① 法施行日 : 平成27年6月25日
- ② 法改正に伴う形式改正 : 書面による契約締結における電子による契約係る手続きを規定 → 【令第7条第3項】
法律上に一括再委託の禁止対象が規定されたため、政令上の委任規定を削除 → 【令第8条】

■ 省令における改正事項

- ① 免許証書換えに係る規定の整備 【法5条、10条の2の2関係】
 - ・改正法5条及び法10条の2の2による免許証の書換え交付を申請があつたときは、免許証を書き換えて、申請者に交付する旨を規定 → 【新設】
- ② 重要事項説明等における説明事項の追加
 - ・重要事項説明の内容等に建築士事務所の区分(一級、二級、木造)の追加を規定 → 【規則22条2の2、規則22条の3(改正)】
- ③ 設計、工事監理に係る書面による契約の内容の規定 【法22条の3の3関係】
 - ・改正法第22条の3の3第1項第六号に規定する国土交通省令で定める事項について、次のとおりとする旨を規定 → 【新設】
 - 一 建築士事務所の名称及び所在地並びに当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別
 - 二 建築士事務所の開設者の氏名(当該建築士事務所の開設者が法人である場合にあつては、当該開設者の名称及びその代表者の氏名)
 - 三 設計受託契約又は工事監理受託契約の対象となる建築物の概要
 - 四 業務に従事することとなる建築士の登録番号
 - 五 業務に従事することとなる建築設備士がいる場合にあつては、その氏名
 - 六 設計又は工事監理の一部を委託する場合にあつては、当該委託に係る設計又は工事監理の概要並びに受託者の氏名又は名称及び当該受託者に係る建築士事務所の名称及び所在地
 - 七 設計又は工事監理の実施期間
 - 八 第三号から第六号までに掲げるもののほか、設計又は工事監理の種類、内容及び方法
- ④ 建築工事現場に掲げる確認済の表示(看板)に記載する事項の追加
 - ・設計者及び工事監理者の氏名に併せて所属する建築士事務所名及び区分(一級、二級、木造)等を記載事項に追加 (建築基準法令第68号様式改正)
- ⑤ 建築士事務所登録における登録事項の追加等 【法23条の2、23条の4、23条の5関係】
 - ・建築士事務所申請における添付書類に「法人である場合において登記事項証明書」を追加を規定 → 【規則19条(改正)】
 - ・申請書における所属建築士名の追加及び法人の役員の記載内容の変更等 (第5号及び第6号書式改正)
- ⑥ 建築士に対する立入検査に係る規定の整備 【法10条の2関係】
 - ・調査権の新設に伴う立入検査に関する規定の形式改正及び立入検査証の変更 → 【規則23条(改正)】(第8号書式改正)
 - ・立入検査の調査権限について地方整備局長等への委任(国土交通大臣が自らの調査も可)を規定 → 【規則24条(改正)】

円滑な施行に向けて

○ 法令の施行スケジュール

| | | |
|----|---------------|---------------|
| 法律 | 公布：平成26年6月27日 | 施行：平成27年6月25日 |
| 政令 | 公布：平成27年1月21日 | 施行：平成27年6月25日 |
| 省令 | 公布：平成27年2月10日 | 施行：平成27年6月25日 |

○ 改正内容の周知(説明会等)

① 説明会

- 平成27年2月より順次、全国10箇所(札幌、仙台、東京、新潟、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、那覇)で開催中（申込者数：計3,000人程度）
(国土交通省より改正内容を説明)

※ 平成27年4月以降、別途、三会による講習会を各都道府県で開催(会員以外も対象)予定

② チラシの配布等

- 説明用チラシを作成し、関係団体や都道府県の協力のもと広く配布
 - 設計者等向けチラシ(A3二つ折り4p)
 - 建築主向けチラシ(A4表裏2p)
- ※ データについては、すべてホームページにおいて提供予定

③ その他

- ホームページにおいて、改正内容、参考資料、Q&A等を順次わかりやすく掲載
- 施行通知(技術的助言)の発出に向けた準備